

第3次潟上市子ども読書活動推進計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条で「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とうたわれています。

これまでの取組の成果や課題を検証し、今後も継続的な取組を推進するために第3次潟上市子ども読書活動推進計画を策定し、次世代を担う心豊かな子ども達を育成するため、引き続き読書活動の充実と環境の整備に努めます。

2 計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「秋田県読書活動推進基本計画」を基本にするとともに、「第2次潟上市総合計画」、「第4次潟上市生涯学習推進計画」の上位計画と整合性を図りつつ、各種の重要施策を策定します。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間です。ただし、具体的な施策については、国及び県の動向を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象者

この計画の対象者は概ね18歳未満の子どもとしますが、地域、学校、図書館、ボランティア等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

5 具体的方策

基本目標 「地域・就学前施設及び学校・図書館における子どもの読書活動の推進」

(1) 地域での読書活動の推進

- ・団体貸出（Katato事業）を通じて、読書環境の充実に努める
- ・地域の読み聞かせサークルへの講師派遣や情報提供により、スキルアップを図る
- ・団体貸出（Katato事業）の対象を拡充し、読書活動を支援する

(2) 就学前施設及び学校での読書活動の推進

- ・就学前施設で行う読み聞かせ活動を推進する
- ・図書館で行われる読み聞かせ会の情報を就学前施設に提供する
- ・公共図書館と就学前施設の連携・協力を図る
- ・公共図書館と小学校、中学校と連携を図る

(3) 図書館での読書活動の推進

- 利用頻度の高く、傷みの激しい図書の入替えを行い、利用の促進を図る
- 分館の児童図書の充実を図る
- ブックスタート事業を通して、読み聞かせに対する理解と啓発に努める
- 0歳から図書カードを持つことで、乳幼児期からの図書館利用を促進する
- 入学説明会で図書利用カード申込書を配布し、利用促進を図る
- 子どもの読書習慣の形成を支援する
- 保護者からの読書相談に応じ、家庭での読書活動を支援する
- 市広報やホームページ、SNSなどを活用し、情報提供を図る